

令和 7 年度予算編成方針

【本市を取り巻く状況】

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 4」で、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることとしています。

また、地方行財政については、活力ある持続可能な地域社会を実現するために、地域における人への投資、D X・G Xの推進などに取り組むこととし、一般財源の総額について、今年度の地方財政計画と同水準を確保することとしています。

本市の財政においては、人件費や扶助費等の経常経費が年々増加している状況に加え、J R刈谷駅の総合改善、南北縦貫道路の整備などの大型事業の計画的な推進や魅力ある公園づくりに向けた事業の着手のほか、デジタル化などの社会変容への対応に多額の財政需要が見込まれます。一方で、歳入については、給与所得等の増加や企業業績の好調を受け、市税収入は堅調に推移すると見込むものの、先述した財政需要の増加に対して、同程度の増加を見込むことは難しい状況です。加えて、法人市民税の推移については、為替相場や海外経済の下振れのリスクなど不透明な要素があることに留意する必要があります。

したがって、こうした厳しい財政状況であることを職員一人ひとりが認識するとともに、限られた財源をより一層効果の高いものに配分する必要があるため、事業の効果検証を徹底し、事業の見直し等を積極的に行う必要があります。

そうした中で、市制施行 7 5 周年を迎え、さらに魅力あるまちとして発展していくため、本市を取り巻く環境の変化や市民ニーズを的確に捉え、市民サービスのさらなる充実を図り、引き続き「元気・笑顔・希望のまちづくり」を積極的に推進していくものとします。

【予算編成に当たっての留意事項】

第 1 基本事項

- 1 S D G s の視点を踏まえ、及び本市の行政運営を進めるための指針となる第 8 次刈谷市総合計画における施策目標の達成・実現に取り組むこと。

- 2 「にぎわいと出かけやすさの向上」、「教育と子育てしやすさの向上」、「健康と暮らしやすさの向上」の実現に取り組むこと。
- 3 本市の厳しい財政状況を鑑み、限られた財源の重点的かつ効率的な活用を図るに当たっては、経常事業、臨時・投資事業及び実施計画事業の全事業の緊急性、必要性、後年度におけるランニングコスト等の検討を徹底し、財源を投入すべき事業の取捨選択を行うこと。
- 4 行政評価委員会による評価や事務事業評価等により決算や事業効果の分析・検証を行い、予算要求時に反映させること。具体的には、執行残額や必要数量等の検証だけでなく、当初の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業並びに費用対効果及び緊急性の低い事業については、過去の慣例等にとらわれることなく見直しや廃止、あるいは類似事業との統合を図ること。
- 5 他自治体の政策事例について、積極的な情報収集と調査研究を行い、本市の実情に適した市民サービスの充実を図ること。
- 6 建設事業については、実用性・機能性・維持管理の容易性・整備水準（デラックス化の抑制）等に配慮し、工事の計画・設計等を精査するとともに、工事発注の効率化等により工事コストの縮減を図ること。また、施設建設にあつては、公共施設等総合管理計画の趣旨に則り、建設費や管理運営費の抑制を図ること。
- 7 他部署との横断的な連携や情報共有を図ることで、限られた予算の有効活用及び相乗的な成果の創出に努めること。
- 8 国によるシステム標準化のスケジュールに影響を受けるシステム改修等については、情報政策課や関係課と綿密に連携を図り、適切な予算要求を行うこと。
- 9 本市の財政状況を踏まえ、令和7年度当初予算は、いわゆる「15か月予算」の考え方のもと、令和6年度補正予算と一体として編成することから、工期の平準化、緊急性の高い事業の前倒し等を検討し、要求すること。

第2 歳入に関すること

- 1 全事業の特定財源を見直し、制度上見込み得る財源は、少額であっても計上すること。
- 2 国県補助事業については、国や県の予算編成や補助制度の動向に細心の注意を払うとともに、関係機関や他部署からの積極的な情報収集に努め、事業の採択見

通しを立てた上で、適切な予算見積を行い補助金等を確保すること。また、補助金未活用の既存事業についても、改めて補助制度の内容、変更等を確認し、対応漏れの無いように要求すること。

3 上記2にかかわらず、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、後年度、結果として一般財源の負担が増加しないよう留意すること。

4 既定の概念にとらわれず、積極的な財源確保及び拡大を図ること。また、特定目的基金について、次年度以後の事業計画を踏まえつつ、積極的に活用し、一般財源の抑制を図ること。

第3 歳出に関すること

1 業者の提示金額や定価（カタログ価格）で安易に要求するのではなく、過去の入札価格を十分調査する等、精査した上で要求すること。

2 建物やインフラ施設については、公共施設等総合管理計画などにに基づき改修を行っているところであるが、施設の状況を的確に把握し、改修内容及び費用等について十分精査し、緊急性が高い場合は、補正予算等での措置を検討すること。

3 施設等の維持補修や備品の更新については、年度間の費用を平準化するため、計画的に行うこと。

4 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）に規定する条項に該当する見込みである予算要求にあつては、担当課において予算要求の段階から議決に向けた事務手続及びスケジュールを確認しておくこと。

5 物価高騰等に伴う経費の増加分は、当該事業又は所管課の他事業における他の歳出の見直しを行い、経常経費の抑制に努めること。

6 委託料は物件費の増加に大きな影響を与えることから、ゼロベースでその必要性や仕様の見直し（項目の精査、回数の縮減等。ただし法定のものを除く。）を行い、経費の削減を図ること。また、啓発品や記念品については、今年度の査定額と同額以下で要求すること。

7 人件費もコストであることを再認識し、事業内容の見直しやDXの推進などにより、適切な時間外勤務時間数や人員配置（会計年度任用職員を含む）を検証し、経費の抑制に努めること。

- 8 例年、変動がないことが多い経費（公課費や負担金等）についても、必ず最新の情報を確認し、適正な金額を要求すること。
- 9 事業実施に係る課題・成果目標・ランニングコスト・費用対効果・事業完了年度等を明示するとともに、財源確保と合わせて要求すること。また、将来の財政負担の増加を抑える方策を検討すること。また、スクラップ＆ビルドによる既存事業の削減を検討した上で要求すること。